

令和3年度 入札監視委員会審議概要

中国四国防衛局

開催日及び場所	令和3年9月15日（水）～令和3年10月14日（木）書類回議式
委員	伊藤 博文（委員長／税理士） 谷村 吉弘（委員長代理／客員研究員） 田邊 尚（弁護士） 上河内 正和（不動産鑑定士） 上寺 哲也（高専准教授）

II 契約実施機関が締結する契約（建設工事等を除く。）に関する審議

契約実施機関：海上自衛隊

審議対象期間	令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	
審議対象件数	11,401 件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）		
抽出件数	4 件	（審議概要） 「抽出案件」 ・一般競争入札
一般競争	4 件	
指名競争	0 件	
随意契約	0 件	
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<p>【一般競争入札】（1者応札） 《貯油所地下タンク貯蔵所（No.79）開放検査及び付帯作業》 落札率 99.99%</p> <p>・1者応札で高落札率（99.99%）となっている。その理由を説明してください。 また、No.8 についても、同一業者が1者応札で高落札率となっているが関連性はあるのでしょうか。</p> <p>・「過去の入札でも申込みが1者であった」ということであるが、他の業者ではできない作業なのでしょうか。他の業者でもできる作業であるならば、入札参加を促す行動はできないのでしょうか。</p>	<p>・貯油所の地下タンクの検査修理について、過去の入札でも1者応札であり、仕様内容と過去実績から落札業者の1者応札になったものと推察される。（No.8の案件も同理由と推察される。） 国交省の建築工事積算要領を主として算定したが、該当する標準資料がない部分が多く、見積採用の比重が高い。見積採用は主に点検に係る箇所であり、積算上からも専門性が認められると思料する。</p> <p>・本件役務の対象である燃料タンクの法定点検は、本タンク建設後初めてのものである。当該点検に関する入札は、付属機器の点検（前記「過去の入札」に該当）の後に実施されたものであるが、本</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの 意見・質問</p> <p>○それに対する 回答等</p>	<p>《ダブルリッジ型導波管（かが用）》 落札率 99.97%</p> <p>・1者応札で高落札率（99.97%）となっている。その理由を説明してください。 また、No.3についても、同一業者が1者応札で高落札率となっているが関連性はあるのでしょうか。</p>	<p>タンクの法定点検の検査間隔は13年とされており、過去数年において呉地区における契約実績も存在せず、履行可能な業者の情報も保有していなかったことから、施工が可能と思われる業者を改めて調査のうえ、3社を特定し、見積もりを依頼した。しかし、「コロナ禍により工員の確保が難しい」または「覆土式のタンクは実施したことがない」との理由により、2者から見積りを徴取できなかったため、1社の見積もりを元に予定価格を積算し、入札を実施したものである。入札の実施に当たっては、公告期間を十分に確保したものの新たな応札業者は現れず、結果として1社応札となったものである。</p> <p>本役務の施工及び検査に必要な資格者免許等は仕様書表10に記載の「危険物取扱者（乙種4類以上）」等であり、大規模かつ覆土式という独特のノウハウが要求されるものの応札者以外の業者でも資格を保有する技術者を有する業者は存在する可能性は考えられる。</p> <p>来年は、2万キロタンクの法定点検が予定されており、競争性確保の観点からさらに履行可能な業者を調査のうえ声掛け等を実施し複数者の応札があるよう努めたい。</p> <p>・調達物品が落札業者の製品であり、過去の入札でも1者応札であることから、事実上、落札業者しか入札参加が見込めず1者応札になったものと推察される。（No.3の案件も同理由と推察される。）本件の予定価格については、過去の契約実績の落札比率をレス率（値引き率）と</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・「調達物品が落札業者の製品である」と回答にあるが、「当該業者からでなければ物品を調達することができない」という意味なのでしょうか。</p> <p>《電気設備保守管理役務（呉基業）》 落札率 93.63%</p> <p>・1者応札で高落札率（93.63%）となっている。その理由を説明してください。</p> <p>《精測レーダ装置付帯設備の換装》 落札率 99.95%</p> <p>・1者応札で高落札率（99.95%）となっている。</p>	<p>して採用している。 また、No.3 についても同様の査定を行っている。 ※過去実績に基づいた比率を用いているため、高落札の必然性が高い。</p> <p>・本調達物品について、メーカーである当該業者以外の業者が応札する可能性が全くないとは言い切れないことから、本件は一般競争とした。</p> <p>・過去の入札参加者数は平均2～3社であるが、落札業者は全て当該業者であり、仕様内容（資格保有者の確保等）と過去実績を踏まえ、落札業者以外が経営判断により入札に参加せず、1者応札になったものと推察される。また、予定価格は建築保全業務積算要領による算定と、以前の契約実績から分析した落札比率を今回の下見積りに乗じた見積査定額を比較した結果、より安価である見積査定額（落札比率 40%）を採用したものの。 ※過去実績に基づいた比率を用いているため、高落札の必然性が高い。</p> <p>・本件の施工場所が徳島航空基地であり、徳島県に本社があり徳島県の官公庁との契約実績の多い落札業者の1者応札になったものと推察される。また、本件は要求元が徳島であるが、国庫債務負担行為による契約</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの 意見・質問</p> <p>○それに対する 回答等</p>	<p>・回答に「契約を呉地方総監部で行ったことも1者応札の要因と推察される」とあるが、なぜ本件を呉地方総監部で行うと1者応札となるのか、その理由を教えてください。</p> <p>・人材が確保できれば、入札に参加できそうな印象をうけるが、入札に参加していない業者への参加を促す検討はできないのでしょうか。</p> <p>・回答に「履行場所が徳島航空基地の案件は本件のみであった」ことから「履行場所である徳島県の業者に十分周知されなかった」とあるが、少なくとも履行地の業者に対しては、個別的に知らせることは出来ないのでしょうか。</p>	<p>のため、契約を呉地方総監部で行ったことも1者応札の要因と推察される。また、計算価格は国交省の建築工事積算要領で算定した。高落札率の理由は、あくまで推定であるが、会社の分析力（建築工事積算要領で算定される価格を予想）ではないかと思料する。</p> <p>・呉地方総監部が行う契約の入札公告は、呉地方総監部経理部の掲示板及びHPに掲載される。HPは全国の業者が閲覧可能であるが、その役務の履行場所のほとんどは呉地区であるため、他県の業者はHPを継続的には閲覧していない可能性がある。（呉地方総監部の令和2年度の一般競争契約（約1,000件）の中で、履行場所が徳島航空基地の案件は本件のみであった。）本件役務が、履行場所である徳島県の業者に十分周知されなかったことが、1者応札となった原因の一つと考える。</p> <p>・前述のとおり、1者応札となった主な要因の一つに、本件役務が徳島県の地元業者に十分周知されていなかったことが考えられる。予算の性質によっては、広島県以外の地区の契約を呉地方総監部で締結することもあるが、そのような場合は、当該地元経理部門の掲示板にも入札公告を掲示するほか、HPに呉地方総監部のリンクを貼る等して、地元業者にも十分に周知できるよう改善を図りたい。</p> <p>・履行地の所在する基地の経理部門の掲示板にも入札公告を掲示するほか、当該基地のHPに呉地方総監部のリンクを貼る等の改善を図ることにより履行地の業者への周知は可能と考える。</p>

2. 談合疑義案件の処理状況について		
談合疑義件数	0 件	(審議概要) なし。
談合情報	0 件	
点検結果疑義	0 件	
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	なし。	なし。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし。	

3. 再苦情処理（再説明請求回数）				
再苦情申立件数 (再説明請求件数)	総件数	0 件	(備考) なし。	
一般競争		0 件		
指名競争		0 件		
随意契約		0 件		
再苦情申立概要 (再説明請求概要)	申立日	件名	契約方式	内容等
	意見・質問	回答		
委員からの意見・質問、それに対する回答等	なし。			
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし。			